

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継



第9回 特別寄与料の請求



ROE経営の光と陰

経営の良し悪しを示す指標としてローマ字の頭文字を使うことがよくあります。最近よく使われているのがROEです。これは、かつて自己資本利益率といわれていたものです。最近では、アメリカ流に「株主資本利益率」と呼ぶことが多くなりました。

$$ROE = \frac{\text{当期純利益 } 80}{\text{株主資本 } 1,000} \times 100\% = 8\%$$

Rは利益(Return)、Eは株主資本(Equity)株主が出資した資本+それを使って稼いだ利益の留保額)すなわち貸借対照表の純資産の部の合計額です。要するに、ROEは、株主の目から見た経営の良し悪しを判断する指標です。高いと、株主の資本が効率的に使われたことを示し、経営者は株主から高く評価されることとなります。

ROEを高くするためには、分子の当期純利益を大きくする、分母の株主資本を小さくするからです。利益を大きくするのが王道です。しかし、分母株主資本を小さくしても高くなります。そこで、近年、「自社株買い」がよく行われるようになりました。自社株買いで発行済株式数が少なくなれば、ROEが改善するだけでなく、1



そろそろ本題

株当たり純利益(EPS)や株価収益率(PER)も高くなり、株価に好影響を与えます。株主から見れば、良いことづくめです。しかし、光があれば、陰もできます。自社株買いをすれば、資金が流出し、体力は衰えます。確かに、無駄のないことは良いことですが、不確実な社会では、余裕も必要です。モデルのようなスリムな体形よりも、小太りの方が、健康で危機適応力はあるにそうです。最後に頼りになるのは体力です。

特別寄与料請求の要件

改正によって、相続人でなくても寄与が認められるようになりました。なお、特別寄与料を請求するには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 相続人以外の親族であること。ここで、親族とは、6親等(6世の祖、昆孫)以内の血族、配偶者、3親等(伯父伯母、甥姪)以内の姻族です。したがって、戸籍上、他人である内縁者は親族ではなく、特別請求者にはなりません。
- ② 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供し、財産の維持・増加をさせること。なお、改正前からある寄与とちがって、被相続人の事業を手伝って被相続人の財産を増加させても、特別寄与料請求の対象にはならないことに留意する必要があります。
- ③ 特別の寄与であること。「特別」なので、通常期待されるものを超えて貢献することが必要です。

特別寄与料の請求手続き

困難なケースもあります。当事

者が合意できず、協議が不調に終わったときには、家庭裁判所に処分を請求し、そこで決定してもらうこととなります。

なお、当事者間での協議には期限はありませんが、家庭裁判所への請求は、①相続開始のときから6カ月、②相続人が誰であるかを知ったときから6カ月、③相続開始から1年経過するまでです。

したがって、当事者間での協議が不調になる可能性があることを考えると、当事者間の協議はできるだけ早期に始めることが望ましいといえます。

特別寄与の金額算定

民法は、寄与分や寄与料の金額について明示しておらず、明確な基準はありません。しかし、家庭裁判所等における経験の蓄積から一定の基礎となる考え方はありそうです。ここで、参考例を示しておきます。

寄与料の算定例

療養・看護をした場合 付添介護人の日当額×療養看護日数×裁量割合
金銭的な援助をした場合 金銭援助額×貨幣価値変動率×裁量割合
不動産の管理を代行した場合 第三者への委託料×裁量割合

裁定割合：一定の割引をする

相続人との協議にしろ、家庭裁判所での決定にしろ、相続人の合意をえるためには、記憶よりは記録、介護日記をつけたり、領収書やレシート、さらには手紙やメール等、請求のベースとなる資料や文書を保管しておく、早くスムーズに解決します。



公認会計士・税理士
松山大学名誉教授
税理士法人原田会計会長

原田 満範